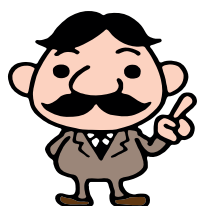


市民活動支援事業（愛称 ちよいず）の概要

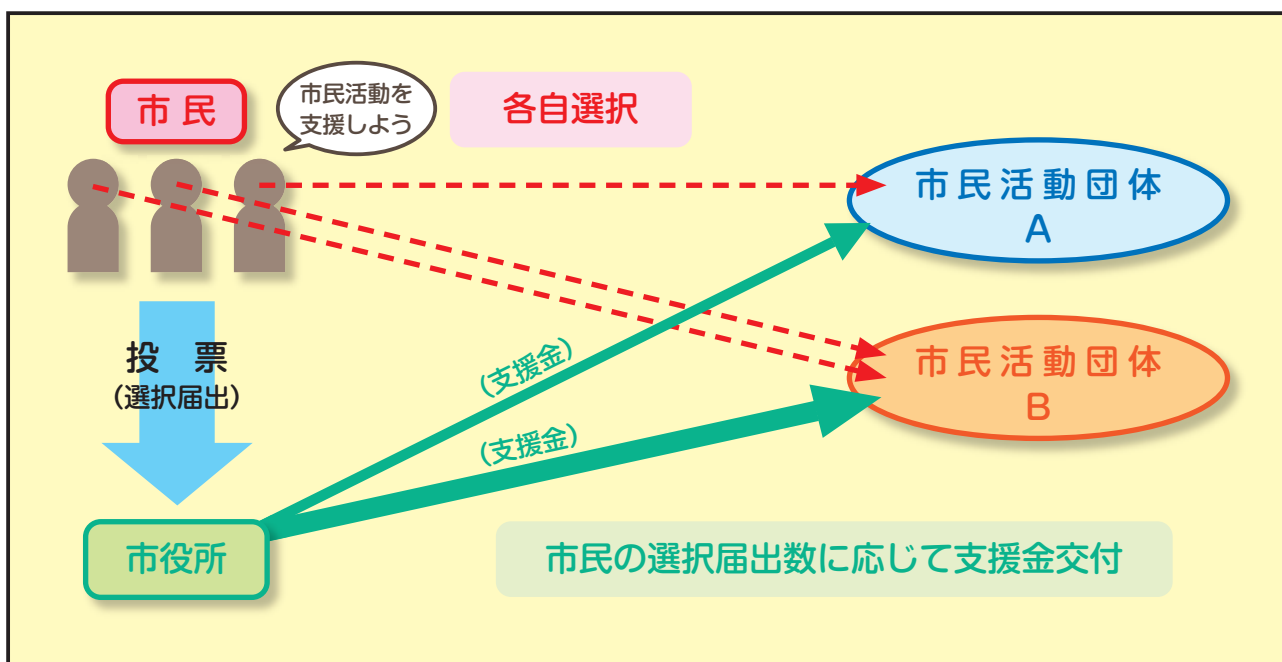
市民の選択届出数に応じて市民活動団体への支援金を決定

ボランティア団体やNPO法人などの市民活動団体は、社会的課題の解決やよりよい市民生活の実現のために活動を行っています。

このような活動を行っている団体について、市民のみなさんが支援したい団体を選択し、市へ届出をすることにより、その選択届出数に応じて市がその市民活動団体の実施する事業へ支援金を交付します。



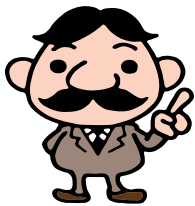
イメージするとこうなるよ!



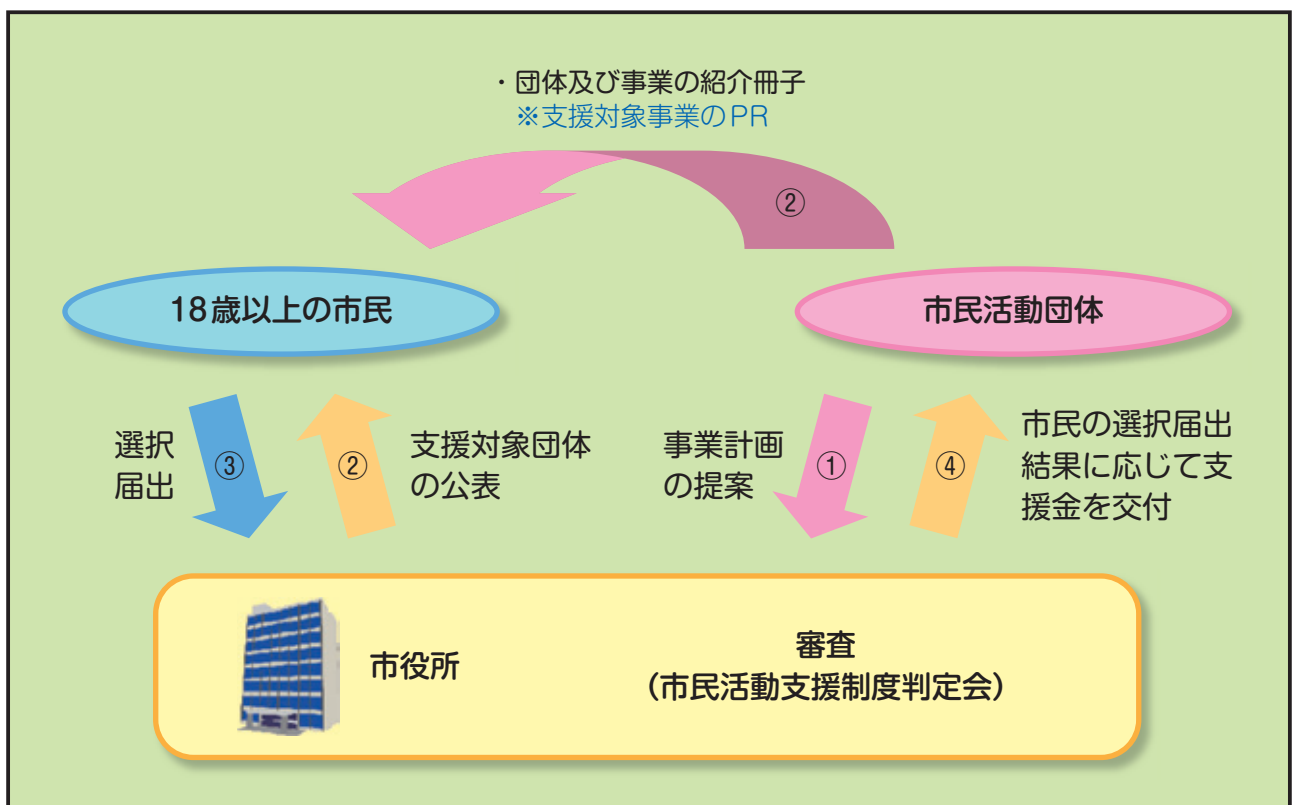
各自が選択した市民活動団体へ支援金を交付する仕組みです。

選択届出が支援金になるまでの流れ

- ① 支援を希望する市民活動団体は、「支援金交付申請書」、「団体概要調書」、「事業計画書」、「収支予算書」を市役所に提案します。
- ② 市は、提案された各書類を「市民活動支援制度判定会」に審査の依頼を行い、支援対象活動団体として決定した団体と、その事業内容等を公表します。
- ③ 18歳以上の市民は、自分が支援したい支援対象団体を3団体以内で選択し、選択届出書に記入し市に届出をします。
- ④ 市は、届出数に応じて各支援対象団体に支援金を交付します。



イメージするとこうなるよ!



市民による
支援団体の選択届出

平成 24 年 2 月 1 日(水)～
2 月 22 日(水)



届出結果の公表

平成 24 年 3 月 22 日(木)



団体からの
申請内容変更申請の受付

平成 24 年 3 月 23 日(金)～
4 月 5 日(木)



支援金の額の決定

平成 24 年 4 月中旬



支援決定事業の実施

平成 24 年 4 月中旬
平成 25 年 3 月中旬

「届出結果の公表」以降の日程は、変更になる可能性があります。